

## 新規事業 その1 20～39歳の男性に対する健康診査

市ではこれまで、20～39歳の若年層に対する健康診査について、女性のみを実施してきました。  
しかし、国民健康保険医療費の分析(下段※1)や男性若年層健診の導入に関するアンケート結果(下段※2)から、男性にも若年層からの健康管理が必要と判断しました。  
そこで、20～39歳の男性にも健康診査を実施します。なお、健康診査の対象者は、国保被保険者ならびに社会保険の被扶養者です。

## 新規事業 その2 生活習慣病予防のための栄養教室

生活習慣病予防の一環として、管理栄養士による健康管理に着目した栄養教室を、各公民館と連携して実施します。

新規事業の詳細は、広報にっこうと一緒に配布した「健診のご案内」および「栄養教室のご案内」をご覧ください。

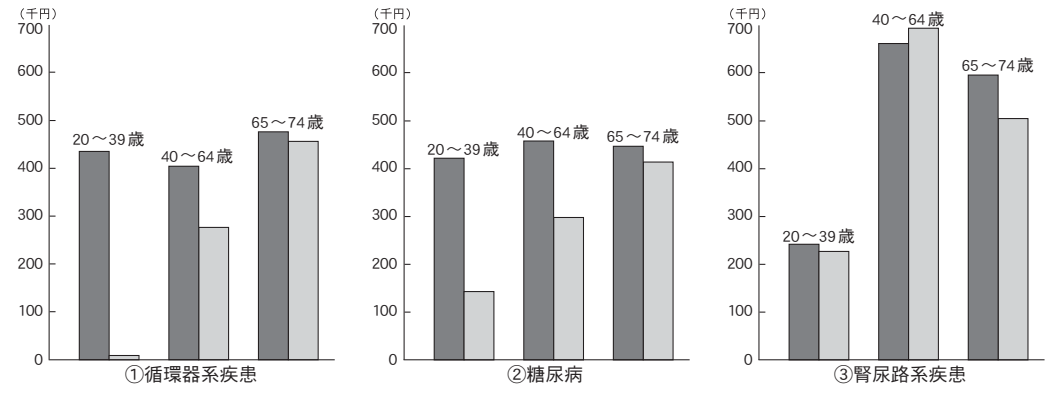
## ※1 国民健康保険医療費の分析

市では、被保険者の皆さんの健康づくりをより効果的なものとするため、「特定健診(メタボリックシンドロームに着目した健康診査)」が対象とする生活習慣病のうち、①循環器系疾患(脳梗塞や動脈硬化症など)②糖尿病 ③腎尿路系疾患(腎不全など)の1件あたりの入院・入院外にかかる医療費を、性別・年齢別に分析しました。

男性は、循環器系疾患と糖尿病の20～39歳で、1件あたりの医療費が女性よりも大幅に高額となっております。女性が、20歳からの健康診査や妊娠・出産時の体調管理などで、自分の健康管理に関心を寄せる機会が多いのに対し、男性にはそのような健康管理の機会が少ないことが一因と推測できます。

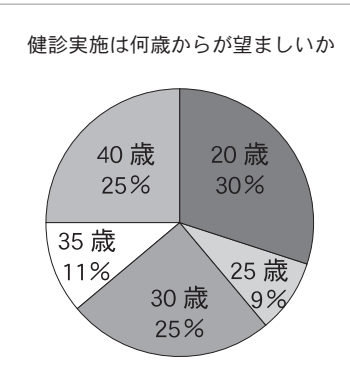
女性は加齢とともに3疾患すべての医療費が増加しています。加齢による発病を防ぐためには、医療機関への受診だけでなく、自発的な食事管理や適度な運動などによる生活習慣の改善が必要です。

図：疾病別・年齢別 1件当たりの医療費



## ※2 男性若年層健診の導入に関するアンケートの主な結果(配布数3万5,000件、回答率19.4%)

①「健康診査を市が実施する場合、何歳からの実施が望ましいか」と思いますが、この問いに対して、有効回答数(6,791件)のうち、「20歳」との回答が一番多く30%を占めました。



②「1年間の間に健康診査を受ける機会がありますか」との問いに対して、20歳以上40歳未満の男性がいる世帯(2,406件)からの回答だけを見ると、26%の方が「受けていない」と答えました。  
③「市で20歳からの健康診査が実施された場合、希望されますか」との問いに対して、②で「受けていない」と回答した世帯のうち、86%の方が「希望する」と答えました。

# ～新たな介護予防事業～ 介護支援ボランティア制度

介護支援ボランティア制度とは、高齢者の方が介護保険施設でボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントを付与し、貯まったポイントに応じて交付金を受け取ることができる制度で、実質的な介護保険料の負担軽減を行うものです。

そこで、新たに始まるこの制度の概要をお知らせします。

くわしくは 介護保険課 介護サービス係 ☎21-5124

## ◆制度の目的

元気な高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行うことで、本人の健康増進や介護予防につながるのと同時に、生きがいづくりを促進します。また、受け入れ施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まり、入所者の生活を豊かにする効果も期待できます。

## ◆対象者

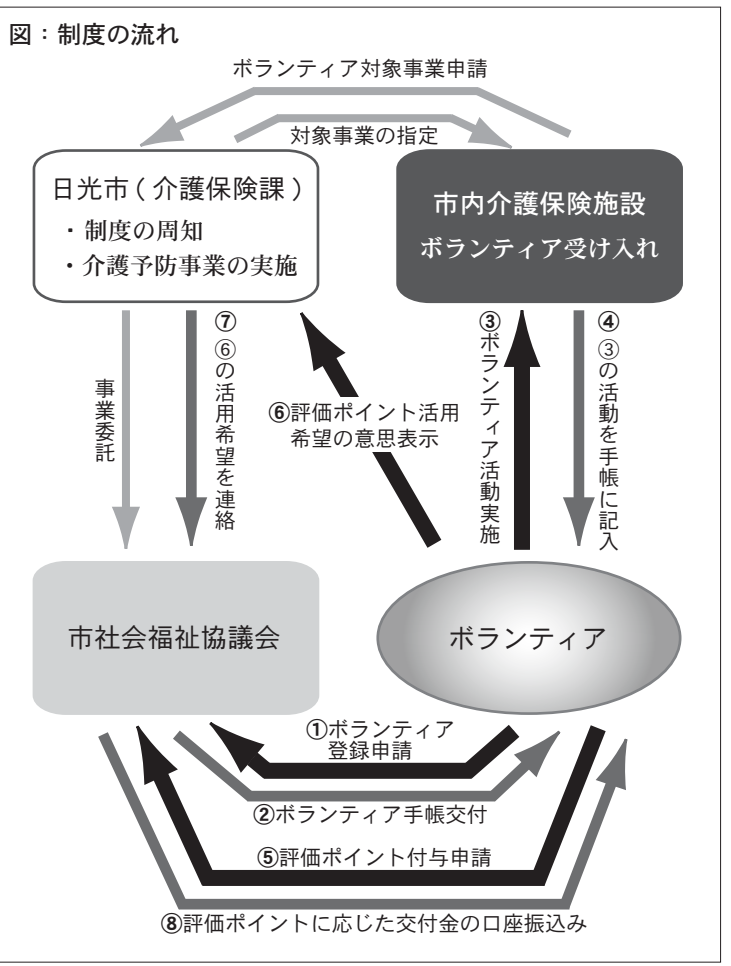
市内在住の65歳以上で元気な方

## ◆対象となるボランティア活動

市内の介護保険施設で行われる活動のうち、市がボランティア活動としてふさわしいと認めたものです。  
主な活動内容 ○レクリエーションなどの指導・補助 ○話し相手 ○洗濯物たたみ、繕い ○園芸、樹木の剪定 ○お茶出し、お膳下げなど

## ◆制度の流れ

- ① ボランティアの登録
- ② ボランティア手帳の交付：市社会福祉協議会にボランティア登録をして「介護支援ボランティア手帳」を受け取り、活動の受け入れ施設の紹介を受けます。
- ③ ボランティア活動：紹介先の施設で活動を行います。



## ④ 手帳記入：活動を行った施設で手帳にスタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動でスタンプ1つ、1日の上限は2つです。

## ⑤ 評価ポイントの付与：市社会福祉協議会に手帳を提示して評価ポイントをもらいます。

※スタンプ1つで1ポイント、また1年間の交付ポイントの上限は1人50ポイントです。

## ⑥ ポイント活用希望の申し出：介護保険課に、ポイントを交付金に換えるための手続きをしてください。

## ⑦ ポイント活用希望の連絡

## ⑧ 交付金の振り込み：ポイントに応じた交付金を、指定した金融機関の口座に振り込みます。

※1ポイント100円、また1年間の交付金の上限は5,000円です。

## 介護支援ボランティアの募集

5月から、市社会福祉協議会で介護支援ボランティアの登録受付を開始します。興味のある方はぜひご相談ください。  
市社会福祉協議会 ☎(30)4117